

○ 総務省令第七十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
<p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第五十四条の三において無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）であつて、一四・四^{GHz}を超え一四・五^{GHz}以下の周波数の電波を使用するものを除く。）</p> <p>〔四 略〕</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十三の五において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局であつて、一四・四^{GHz}を超え一四・五^{GHz}以下の周波数の電波を使用するものを除く。）</p> <p>〔六〃九 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>〔3 設備規則第五十四条の三第三項に規定する技術基準〕</p> <p>〔四 略〕</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>〔1 〃7 略〕</p> <p>〔8 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する技術基準〕</p> <p>〔9 〃16 略〕</p> <p>〔六〃十二 略〕</p> <p>別表第二号の五 人工衛星局の電力束密度の許容値（第32条の6関係）</p>			<p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第五十四条の三第一項又は第二項において無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）に限る。）</p> <p>〔四 同上〕</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>〔六〃九 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔1 〃7 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔8 〃15 同上〕</p> <p>〔六〃十二 同上〕</p> <p>別表第二号の五 〔同左〕</p>		
周波数帯	仰角（δ） （注1）	電力束密度の許容値（注2）	周波数帯	仰角（δ） （注1）	電力束密度の許容値（注2）
〔1～8 略〕	〔略〕	〔略〕	〔1～8 同左〕	〔同左〕	〔同左〕
9 8.025GHzを超え8.5GHz以下 10.7GHzを超え11.7GHz以下（注5）	0度を超え 5度以下	-150デシベル （注4）	9 8.025GHzを超え8.5GHz以下 10.7GHzを超え11.7GHz以下（注5）	0度を超え 5度以下	-150デシベル （注4）
	5度を超え 25度以下	-150+0.5（δ -5）デシベル （注4）		5度を超え 25度以下	-150+0.5（δ -5）デシベル （注4）

	25度を 90度以下	-140デシベル (注4)
10 9.9GHzを超え10.4GHz以下	0度を超え 5.7度以下	-113デシベル (注6、注9)
	5.7度を超え 53度以下	$-109 + 25 \log_{10}(\delta - 5)$ デシベル (注6、注9)
	53度を超え 90度以下	-66.6デシベル (注6、注9)
11 10.7GHzを超え11.7GHz以下 (注10)	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
12 10.7GHzを超え12.75GHz以下 (注11)	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
13 11.7GHzを超え12.75GHz以下 (注10)	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
14 [略]	[略]	[略]
15 17.7GHzを超え19.3GHz以下 (注12)	[略]	-115デシベル (注6、注13) -115-Xデシベル (注6、注14)
	[略]	$-115 + 0.5(\delta - 5)$ デシベル (注6、注13) $-115 - X + (10 + X) / 20 (\delta - 5)$ デシベル (注6、注14)
	[略]	[略]
16 19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

	25度を 90度以下	-140デシベル (注4)
10 10.7GHzを超え11.7GHz以下 (注9)	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
11 10.7GHzを超え12.75GHz以下 (注10)	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
12 11.7GHzを超え12.75GHz以下 (注9)	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
13 [同左]	[同左]	[同左]
14 17.7GHzを超え19.3GHz以下 (注11)	[同左]	-115デシベル (注6、注12) -115-Xデシベル (注6、注13)
	[同左]	$-115 + 0.5(\delta - 5)$ デシベル (注6、注12) $-115 - X + (10 + X) / 20 (\delta - 5)$ デシベル (注6、注13)
	[同左]	[同左]
15 19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]

24. 45GHzを超え24.75GHz以下 25. 25GHzを超え27.5GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下 (注15) 40GHzを超え40.5GHz以下 (注16) 40.5GHzを超え42GHz以下 (注7、注17、注20)		
<u>17</u> 31.8GHzを超え32.3GHz以下 (注15) 37GHzを超え38GHz以下 (注18)	[略]	-120デシベル (注6) -115デシベル (注6、注19)
	[略]	-120+0.75 (δ-5) デシベル (注6) -115+0.5 (δ-5) デシベル (注6、注19)
	[略]	[略]
<u>18</u> [略]	[略]	[略]
<u>19</u> 37GHzを超え38GHz以下 (注5、注15)	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
<u>20</u> 37.5GHzを超え40GHz以下 (注7、注16) 42GHzを超え42.5GHz以下 (注7、注17、注20)	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
<u>21</u> 37.5GHzを超え40GHz以下 (注5、注16) 42GHzを超え42.5GHz以下 (注5、注17)	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
<u>22</u> 40.5GHzを超え42GHz以下 (注5、注17)	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

[注1～8 略]

9 地球探査衛星業務を行う人工衛星局の電力束密度の許容値は、次の式から平均電力束密度を求める。

$$\frac{P + 10 \log_{10}(\tau) + 10 \log_{10}(P R F) - 30 - 10 \log_{10}(B c) + G_t(\delta) - 10 \log_{10}(4 \pi d^2(\delta))}{}$$

なお、P : 尖頭電力 (デシベル) (1ワットを0デシベルとする。)

τ : パルス長 (マイクロ秒)

P R F : パルス繰り返し周波数 (kHz)

24. 45GHzを超え24.75GHz以下 25. 25GHzを超え27.5GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下 (注14) 40GHzを超え40.5GHz以下 (注15) 40.5GHzを超え42GHz以下 (注7、注16)		
<u>16</u> 31.8GHzを超え32.3GHz以下 (注14) 37GHzを超え38GHz以下 (注17)	[同左]	-120デシベル (注6) -115デシベル (注6、注18)
	[同左]	-120+0.75 (δ-5) デシベル (注6) -115+0.5 (δ-5) デシベル (注6、注18)
	[同左]	[同左]
<u>17</u> [同左]	[同左]	[同左]
<u>18</u> 37GHzを超え38GHz以下 (注5、注14)	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
<u>19</u> 37.5GHzを超え40GHz以下 (注7、注19) 42GHzを超え42.5GHz以下 (注7、注16、注20)	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
<u>20</u> 37.5GHzを超え40GHz以下 (注5、注19) 42GHzを超え42.5GHz以下 (注5、注16)	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
<u>21</u> 40.5GHzを超え42GHz以下 (注5、注16)	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]

[注1～8 同左]

[新設]

δ : 人工衛星局の軌道に直交する垂直面を基準とした地上からの人工衛星局の仰角 (度)

B_c : 人工衛星局が発射する電波の周波数帯域幅 (MHz)

$G_t(\delta)$: 仰角 δ における人工衛星局の軌道に直交する垂直面を基準とした人工衛星局の空中線の絶対利得 (デシベル)

$d(\delta)$: 仰角 δ における人工衛星局と地上との距離 (メートル)

10~15 [略]

16 固定地点の地球局又は移動する地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

17 [略]

18 [略]

19 [略]

[削る]

[20 略]

9~14 [同左]

15 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

16 [同左]

17 [同左]

18 [同左]

19 固定地点の地球局又は移動する地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

[20 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

名 出 題	名 出 題
<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることできる。）</p> <p>[1 枚目～3 枚目 略]</p> <p>4 枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、<u>設備規則第49条の23の5、設備規則第49条の24の2</u>及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）</p> <p>[表略]</p> <p>5 枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、<u>設備規則第49条の23の5、設備規則第49条の24の2</u>及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）</p> <p>[表略]</p> <p>[注 略]</p>	<p>別表第二号の四 [同左]</p> <p>[1 枚目～3 枚目 同左]</p> <p>4 枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、<u>設備規則第49条の24の2</u>及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）</p> <p>[表同左]</p> <p>5 枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、<u>設備規則第49条の24の2</u>及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 同左]</p>
<p>備考 表の [] の記号は注記による。</p>	

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

「第一章」第八章 略」

第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条―第二百六十二条の四）

「第十章 略」

附則

第二百六十二条の二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局及び設備規則第五十四条の三第三項に規定する無線設備を使用する地球局は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 天頂を九〇度とした送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が二十五度以下とならないよう運用しなければならない。

二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を船上で運用する場合において、低潮線の平均海面からの高さ八〇メートル地点における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、最大の電力密度の1Hzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、ワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）の値は（一）一六デシベルを超えて運用しないこと。

三 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を航空機に搭載して運用する場合において、地表面における最大電力束密度の値は次の表の上欄に掲げる地表面における水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用しないこと。

電波の到来角（θ）	電力束密度
五度以下	（一）一三デシベル
五度を超え四〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-127 + \theta$ デシベル
四〇度を超え九〇度以下	（二）八七デシベル

第二百六十二条の三 「略」

第二百六十二条の四 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正前

目次

「第一章」第八章 同上」

第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条―第二百六十二条の三）

「第十章 同上」

附則

「新設」

第二百六十二条の二 「同上」

第二百六十二条の三 「同上」

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第一節～第四節の十九の二 略〕</p> <p>第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三・第四十九条の二十三の五）</p> <p>〔第四節の二十一～第九節 略〕</p> <p>〔第五章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>〔2～32 略〕</p> <p>38 第四十九条の二十三の五に規定する携帯移動地球局及び第五十四条の三第三項に規定する地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>（携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で六、三四五㎒を超え六、四二五㎒以下の周波数の電波を送信し四、一一〇㎒を超え四、一一〇㎒以下の周波数の電波を受信するもの又は対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六五五㎒を超え一、六九〇㎒以下の周波数の電波を送信し一、五〇〇㎒を超え一、五三五㎒以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ～ハ 略〕</p> <p>二 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で二九・一㎒を超え二九・三㎒以下の周波数の電波を送信するもの又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六一八・二五㎒を超え一、六二六・五㎒以下の周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ～ハ 略〕</p> <p>第四十九条の二十三の二 対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット人工衛星局を除く。）の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五㎒を超え一、六六〇・五㎒以下の周波数の電波を送信し、一、五二五㎒を超え一、五五九㎒以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第四節の十九の二 同上〕</p> <p>第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三・第四十九条の二十三の二）</p> <p>〔第四節の二十一～第九節 同上〕</p> <p>〔第五章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 〔同上〕</p> <p>〔2～32 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で六、三四五㎒から六、四二五㎒までの周波数の電波を送信し四、一一〇㎒から四、一一〇㎒までの周波数の電波を受信するもの又は対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六五五㎒から一、六九〇㎒までの周波数の電波を送信し一、五〇〇㎒から一、五三五㎒までの周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ～ハ 同上〕</p> <p>二 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で二九・一㎒から二九・三㎒までの周波数の電波を送信するもの又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六一八・二五㎒から一、六二六・五㎒までの周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ～ハ 同上〕</p> <p>第四十九条の二十三の二 対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット人工衛星局を除く。）の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五㎒から一、六六〇・五㎒までの周波数の電波を送信し、一、五二五㎒から一、五五九㎒までの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。</p>

〔一〇五 略〕

第四十九条の二十三の三 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六一〇MHzを超え一、六一八・七五MHz以下の周波数の電波を送信し、二、四八三・五MHzを超え二、五〇〇MHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

第四十九条の二十三の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、二九・五MHzを超え三〇MHz以下の周波数の電波を送信し、一九・七MHzを超え二〇・二MHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イホ 略〕

へ 二九・五MHzを超え三〇MHz以下の周波数の電波の発射を禁止された領域内において電波の発射を停止する機能を有すること。

〔二 略〕

第四十九条の二十三の五 高度六〇〇km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一四・〇MHzを超え一四・五MHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七MHzを超え一二・七MHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

へ 携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

二 周波数及び輻射する電力は、携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ホ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ 他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

ハ 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。

二 送信装置の条件

四〇MHz帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

主輻射方向からの離角(θ)

最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)

〔一〇五 同上〕

第四十九条の二十三の三 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六一〇MHzから一、六一八・七五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、四八三・五MHzから二、五〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

第四十九条の二十三の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、二九・五MHzから三〇MHzまでの周波数の電波を送信し、一九・七MHzから二〇・二MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イホ 同上〕

へ 二九・五MHzから三〇MHzまでの周波数の電波の発射を禁止された領域内において電波の発射を停止する機能を有すること。

〔二 同上〕

〔新設〕

〇度以上一七度未満	六・四六デシベル以下
一七度以上一九・七度未満	次に掲げる式による値以下 $-1.2\theta + 0.5$ デシベル
一九・七度以上三五・九五度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.24\theta - 18.412$ デシベル
三五・九五度以上一八〇度以下	(一)二七・〇四デシベル以下

第四十九条の二十四の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzを超え二、〇〇五MHz以下の周波数の電波を送信し、二、一九〇MHzを超え二、一九五MHz以下の周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)

第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中にもみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの(第三項において条件が定められている無線設備を除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一〇七 略〕

〔2 略〕

3 陸上に開設する二以上の地球局のうち、高度六〇〇km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局及び制御地球局と通信系を構成するものの無線設備で、一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超え一一・七GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

- イ 制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。
- ロ 制御地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。
- ハ 周波数及び輻射する電力は、制御地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。
- ニ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- ホ 他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。
- ヘ 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。

二 送信装置の条件

四〇dB帯域幅当たりの等価電力輻射電力は、第四十九条の二十三の五第二号に規定する値

第四十九条の二十四の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、一九〇MHzから二、一九五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)

第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中にもみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一〇七 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

別表第二号（第6条関係）

[第1～第76 略]

第77 第49条の23の5及び第54条の3第3項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

別表第三号（第7条関係）

[1～41 略]

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56及び67の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

[43～67 略]

68 第49条の23の5及び第54条の3第3項に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

69 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から68までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第二号（第6条関係）

[第1～第76 同左]

[新設]

別表第三号（第7条関係）

[1～41 同左]

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41及び56の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

[43～67 同左]

[新設]

68 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から67までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表の [] の記載及び対象規定の二重線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は付記による。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後																																	
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇九の二 略〕</p> <p>九の三 設備規則第五十四条の三第三項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備</p> <p>〔十〇二十八の二の四 略〕</p> <p>二十八の二の五 設備規則第四十九条の二十三の五においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備</p> <p>〔二十八の三〇七十七 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>一 装置</th> <th>二 試験項目</th> <th>三 測定器等</th> <th>四 特定無線設備の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>送信周波数</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数又はスペクトル</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	〇	送信周波数		〔略〕	〇	周波数		〔略〕	〇	周波数又はスペクトル		〔略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一 装置</th> <th>二 試験項目</th> <th>三 測定器等</th> <th>四 特定無線設備の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>送信周波数</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数又はスペクトル</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	〇	送信周波数		〔略〕	〇	周波数		〔略〕	〇	周波数又はスペクトル		〔略〕
一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別																														
〇	送信周波数		〔略〕																														
〇	周波数		〔略〕																														
〇	周波数又はスペクトル		〔略〕																														
一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別																														
〇	送信周波数		〔略〕																														
〇	周波数		〔略〕																														
〇	周波数又はスペクトル		〔略〕																														

改正前																																	
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九の二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔十〇二十八の二の四 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二十八の三〇七十七 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>別表第一号 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>一 装置</th> <th>二 試験項目</th> <th>三 測定器等</th> <th>四 特定無線設備の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>送信周波数</td> <td></td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数</td> <td></td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数又はスペクトル</td> <td></td> <td>〔同上〕</td> </tr> </tbody> </table>	一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	〇	送信周波数		〔同上〕	〇	周波数		〔同上〕	〇	周波数又はスペクトル		〔同上〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一 装置</th> <th>二 試験項目</th> <th>三 測定器等</th> <th>四 特定無線設備の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>送信周波数</td> <td></td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数</td> <td></td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>周波数又はスペクトル</td> <td></td> <td>〔同上〕</td> </tr> </tbody> </table>	一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	〇	送信周波数		〔同上〕	〇	周波数		〔同上〕	〇	周波数又はスペクトル		〔同上〕
一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別																														
〇	送信周波数		〔同上〕																														
〇	周波数		〔同上〕																														
〇	周波数又はスペクトル		〔同上〕																														
一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別																														
〇	送信周波数		〔同上〕																														
〇	周波数		〔同上〕																														
〇	周波数又はスペクトル		〔同上〕																														

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

度選ネチ 択ルヤ接	スポレス レンス・ア ブ	量減衰	幅帯通 域過	感度	波 限等
器号 レベル	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計
器号 レベル	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

度選ネチ 択ルヤ接	スポレス レンス・ア ブ	量減衰	幅帯通 域過	感度	波 限等
器号 レベル	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計
器号 レベル	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計	器号 レベル 歪計又は 音計

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

〔第一～第四 略〕

第五 地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

〔様式略〕

〔注 1～15 略〕

16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

〔(1) 略〕

(2) 10の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、V S A T地球局（第2条第1項第9号の3に掲げる無線設備を除く。）に使用する無線設備並びに第2条第1項第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインマルサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

〔(3)～(5) 略〕

〔17 略〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

〔様式略〕

〔注 1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第9号の2に掲げる無線設備	S W
第2条第1項第9号の3に掲げる無線設備	N R
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第28号の2の4に掲げる無線設備	O S
第2条第1項第28号の2の5に掲げる無線設備	O R
〔略〕	〔略〕

別表第二号 〔同左〕

〔第一～第四 同左〕

第五 〔同左〕

〔様式同左〕

〔注 1～15 同左〕

16 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 10の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、V S A T地球局に使用する無線設備並びに第2条第1項第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインマルサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

〔(3)～(5) 同左〕

〔17 同左〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注 1～3 同左〕

4 〔同左〕

特定無線設備の種別	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第9号の2に掲げる無線設備	S W
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第28号の2の4に掲げる無線設備	O S
〔同左〕	〔同左〕

[5 略]

[5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。